

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-070003-04-01

事業名	工事契約	事業番号	01	課係名	土木企画課 建設指導契約班	係番号	04
-----	------	------	----	-----	---------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 部内の本庁契約の工事</p> <p>(2) 現状 部内の本庁契約の委託及び工事入札の業者選定、本庁の工事の入札・契約業務、一般競争入札の公募業務、工事の変更契約業務に関する事務等を効率的に執行する</p> <p>(3) 方法 地方自治法等に基づき適正に効率的に執行する。</p> <p>(4) 目標 工事の契約</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 国民の税金を基にした道路等社会資本の整備を行う為の契約に関する業務</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 地方自治法第234条による工事の契約の締結</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>14,268</td> <td>132,639</td> <td>151,058</td> <td>82,371</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>5.50</td> <td>5.50</td> <td>4.50</td> <td>4.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 電子入札推進費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	14,268	132,639	151,058	82,371	人工数	5.50	5.50	4.50	4.50
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	14,268	132,639	151,058	82,371												
人工数	5.50	5.50	4.50	4.50												
<p>2. 事業の必要性 土木建築部本庁で執行する公共工事を効率的に執行するため</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 昭和47年, 終期:</p>																
<p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 工事の契約(土木企画課当初契約分)</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 1,184件 116,439百万円の新規契約 札システム基本計画の作成、システム開発、試行実施 入札制度改革(指名業者、予定価格の事後公表、指名業者数の拡大)</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 昨年と同様に対応しながら、電子入札制度の運用を開始する。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 社会資本の整備</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 建設工事の入札・契約が適正に行われ社会資本の整備が進んだ</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 引き続き建設工事の入札・契約の適正化と効率的な執行を図る</p>

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	土木建築部 土木企画課 建設指導契約班				
評価責任者	土木企画課長		担当者	建設業指導契約班	
課番号	070003	係番号	04	電話番号	866-2384
				作成年月日	

事務事業コード	2006-070003-04-01				
事務事業名	工事契約				
歳出事業コード(1)	341009001	事業区分	C		
歳出事業名(1)	電子入札推進費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	110106	計画名	社会資本整備計画		
			政策目標	産業振興を支援する社会資本整備		
			施策	建設業の活性化		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	工事契約件数(土木企画課分)					
成果指標名又は成果の内容(A')	工事契約金額(土木企画課分)					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標: H20年度
活動指標A	件	445.00	454.00	358.00	/	0.00
成果指標A'	百万円	47,105.00	48,718.00	38,516.00	/	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	/	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	/	0.00
投入資源 (単位:千円)	予決算額C	14,268	132,639	151,058	82,371	/
	人工数D	5.50	5.50	4.50	4.50	/
	人件費E	36,465	35,420	28,980	28,890	/
	合計C+E=F	50,733	168,059	180,038	111,261	/

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 B</span>	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	県全体の公共工事は年々減少しており、土木企画課発注分も、平成17年度は減少に転じているが、入札・契約は適正に行われている。
(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 B</span>	
(判定内容) B: 横ばい	
判定根拠	県民は、社会資本整備を希望すると共に、公共工事の発注の透明性、公平・公正性を求めていると考える。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	公共工事の契約については、地方自治法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づいて、公平・公正に実施しており、他県も同様である。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施が定められている。		
判定 根拠	公共工事の契約については、国は会計法、県及び市町村は地方自治法に基づいて実施している。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	国、県及び市町村は、それぞれの社会資本整備についてそれぞれで契約を行っている。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	公共工事の契約については、地方自治法に基づいており、契約そのものを民間委託は適切でないとする	
5. 事務事業の選択		判定 C
(判定内容) C. 対象や目標等に類似する事務事業がある。		
判定 根拠	国、各市町村、他部及び出先機関でも同様の契約を行っている。ただ、当課においては、入札契約事務だけでなく、同様な業務を行っている市町村や出先機関に対する指導的業務もしている。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	公共工事の契約事務であり、対象はほかには考えられない。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	公共工事の契約は、社会資本整備に直結するものである。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果		判定   E 2
(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると (判定内容) E 2. 費用は上昇で成果は横ばい。		
判定根拠	平成15年度から電子入札の導入に向けて開発をすすめており、平成17年度で開発を終え、平成18年度から本運用を開始する。17年度までは開発費用が大きく費用は上昇しているが、成果が現れるのは数年後と考えられる。18年度からは費用は減少に転じる。	
(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると (判定内容) E 1. 費用は上昇又は横ばいで結果は低下。		判定   E 1
判定根拠	入札契約制度の移行時期にあたり、電子入札の導入等、一時的に費用は増加しているが、公共事業費の縮減に伴い、契約件数、金額は減少傾向にある。	

9. 県の負担割合		判定   A
(判定内容) A. 妥当である。		
判定根拠	県の社会資本整備に要するものであり、県の負担は妥当である。	

10. O A化の可能性		判定   D
(判定内容) D. O A化済（一部O A化含む）である。		
判定根拠	当部では、すでに建設行政情報システムを構築しており、さらに、前述したように、平成18年度から運用開始し、平成19年度からの本格運用に向け電子入札制度の導入に向けて取り組んでいる。	

11. 判定結果				
必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B	
		(2) ニーズ	B	
	2. サービス水準の他県比較			B
		3. 役割分担	(1) 官民	A
	(2) 県市町村		A	
4. 民間委託の可能性			A	
	5. 事務事業の選択			C
有効性	6. 対象の妥当性			A
	7. 貢献度			A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	E 2	
		(2) 対結果	E 1	
	9. 県の負担割合			A
10. O A化の可能性			D	

  

合計	A	B	C	D	E
	6	3	1	1	2

12. 所管課の総合評価		総合評価
		評価区分   B   具体的方向性   1
(評価区分) : B. 現状維持 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。		
判定根拠	公共工事の必要性は、国民の間でも諸々の意見があり、今後、契約件数、金額ともに減少すると予測されるが、公共工事の入札契約の透明性、公平・公正性を高めることについて、さらに向上させる必要がある。	

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-070003-04-04

事業名	建設業許可等審査	事業番号	04	課係名	土木企画課 建設指導契約班	係番号	04
-----	----------	------	----	-----	---------------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b>                  (1) 対象 建設業の許可申請、許可変更、許可の更新及び変更届出等を行う者。</p> <p>(2) 現状 建設業を営もうとする者の許可申請の受理、審査、及び許可変更、許可の更新等の受理、審査等を適切に行っている。</p> <p>(3) 方法 建設業法等の関係法令に基づく、許可・登録要件に照らし、適切かつ迅速に処理する。</p> <p>(4) 目標 建設工事の適正な施工の確保と発注者の保護並びに建設業の健全な発達を図る。</p>	<p><b>5. 事業の種類</b> (1) 行政 (2) 単独</p> <p><b>6. 役割分担</b>                  (1) 何故、「官」が行うのか 建設業法により国（大臣許可業者）又は県（知事許可業者）の実施が定められている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 建設業法第3条で「一の都道府県の区域内にあっては、当該営業所を設けて営業をしようとする場合、当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。」とされており、県の実施が定められている。</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移</b>（単位：千円、人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>25,500</td> <td>19,000</td> <td>13,300</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>1.25</td> <td>1.25</td> <td>1.25</td> <td>1.25</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：建設業指導監督費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	25,500	19,000	13,300	12,000	人工数	1.25	1.25	1.25	1.25
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	25,500	19,000	13,300	12,000												
人工数	1.25	1.25	1.25	1.25												
<p><b>2. 事業の必要性</b> 都道府県知事が許可行政庁となっているため、建設業法に基づく許可条件等について適切に審査する必要がある。</p>																
<p><b>3. 実施年度・始期：昭和47年，終期：</b></p>																
<p><b>4. 自治上の区分：</b> 自治事務</p>																

<p>(1) 何を（手段・活動指標） 建設業許可の審査業務</p>	<p><b>8. 過去3年間（H17まで）の実績</b>                  8 - (1) どこまでやったのか（手段・活動指標）                  新規許可、更新、追加件数                  H14 = 1, 784件、H15 = 824件、H16 = 1, 155件                  H17 = 1, 952件</p>	<p><b>9. 今後3年間（H20まで）の戦略</b>                  9 - (1) どこまでやる予定なのか（手段・活動指標）                  建設業者の許可等の審査業務を今後とも継続して実施する。</p>
<p>(2) その結果、何が（成果指標） 建設業を営む者の資質の向上と、建設工事の適正な施工が確保された。</p>	<p>8 - (2) どの水準まで向上したか（成果指標） 建設業法に定める許可要件を審査することにより、建設業者に求められる水準が確保された。</p>	<p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか（成果指標） 建設工事の適正な施工の確保と、発注者の保護並びに建設業の健全な発達のため、引き続き取り組む必要がある。</p>

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	土木建築部 土木企画課 建設指導契約班				
評価責任者	土木企画課長		担当者川原 伸壮		
課番号	070003	係番号	04	電話番号	866-2384
作成年月日					

事務事業コード	2006-070003-04-04				
事務事業名	建設業許可等審査				
歳出事業コード(1)	343001001	事業区分	D2		
歳出事業名(1)	建設業指導監督費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名		
			政策目標		
			施策		
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)		建設業許可の審査業務					
成果指標名又は成果の内容(A')		建設業許可の審査処理					
活動指標名又は活動の内容(B)							
成果指標名又は成果の内容(B')							
<指標の推移>		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	審査件数		824.00	1,155.00	1,952.00	/	1,500.00
成果指標A'	処理件数		824.00	1,155.00	1,952.00	/	1,500.00
活動指標B			0.00	0.00	0.00	/	0.00
成果指標B'			0.00	0.00	0.00	/	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C		25,500	19,000	13,300	12,000	/
	人工数D		1.25	1.25	1.25	1.25	/
	人件費E		8,287.50	8,050	8,050	8,025	/
	合計C+E=F		33,787.50	27,050	21,350	20,025	/

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 A</span>	
(判定内容) A: 満足している。	
判定根拠	建設業の許可は、新規の許可を受けて以後、その有効期間は5年間となっており、5年ごとに行う更新の申請や業種の追加申請もある。書類の不備や特別なものを除き、国の定める標準処理期間(30日)以内に適切・迅速に処理を行っている。建設業者の資格審査を適正に行うことは、間接的に県民利益に資することとなる。
(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 B</span>	
(判定内容) B: 横ばい	
判定根拠	建設業の新規許可業者数(業種追加を含む)は、年間500件程度で概ね横ばいで推移、更新については有効期間の関係で年によって件数に大きな増減を生じることとなるが、県民ニーズは総じて横ばいといえる。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	許可等審査においては、建設業法に基づく基準で要件の審査を行い、業者登録は全国同一のデータベースを活用しており、サービス水準は全国並みと判断される。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	建設業法第3条で、国又は県の実施が定められている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	建設業法第3条により、「一の都道府県の区域内にあっては、当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。」と定められている。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	都道府県知事が許可行政庁となっていることから建設業法に基づく許可要件等について適正に審査する必要があるため、民間に委託することはできない。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	建設業法第3条に基づき、都道府県が建設業の許可を取り扱うことになっている。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	建設業法及び同法施行令で、一定額以上の建設工事を請け負って営業する者を対象とすることが定められている。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	許可基準や資格要件は全国一律で公表されたものであり、審査においては申請書類の補正指導を行っていることもあり、申請がなされたものはほぼ100%許可される。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 C  
 (判定内容) C: 費用、成果とも横ばい。

判定根拠: 近年の建設業許可業者数の推移が概ね横ばいであることから、費用、成果とも横ばいと判断される。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 C  
 (判定内容) C: 費用、結果とも横ばい。

判定根拠: 近年の建設業許可業者数の推移が概ね横ばいであることから、費用、結果とも横ばいと判断される。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A: 妥当である。

判定根拠: 建設業法で県の実施が定められており、県負担は妥当であると判断される。

10. O A化の可能性 判定 D

(判定内容) D: O A化済（一部O A化含む）である。

判定根拠: 全国統一のデータベースにより運用がなされており、建設業者情報を共有して審査業務に利活用している。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	A
		(2) ニーズ	B
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
(2) 県市町村	A		
有効性	4. 民間委託の可能性		A
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C
		(2) 対結果	C
効率性	9. 県の負担割合		A
	10. O A化の可能性		D

合計	A	B	C	D	E
	8	2	2	1	

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B
具体的方向性	2

(評価区分): B: 現状維持  
 (具体的方向性): 2: 投入資源を現状並とし、成果を維持する。

判定根拠: 建設業許可は、法で定められた業務であり、申請件数の横ばいが予想される間は現状の資源投入による成果の維持が必要である。

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-070003-04-06

事業名	入札参加資格審査及び登録名簿の作成	事業番号	06	課係名	土木企画課 建設指導契約班	係番号	04
-----	-------------------	------	----	-----	---------------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b></p> <p>(1) 対象 沖縄県の工事及び設計業務委託等の入札に参加しようとする建設業者及び設計コンサルタント業者等</p> <p>(2) 現状 沖縄県の工事及び設計委託等の入札に参加しようとする建設業者及び設計コンサルタント等の入札参加申請の審査により業者登録を行っている。また、土木一式工事業他4業種については等級格付けを行い、格付名簿を作成している。</p> <p>(3) 方法 工事等の規模及び施工に必要な技術水準等に見合う能力のある業者等に発注するため、資格や要件等を設定し適正な施工を確保するための必要な資格者名簿を作成する。</p> <p>(4) 目標 沖縄県の発注する工事の適正な施工の確保と公正な競争を促進する。</p> <p><b>2. 事業の必要性</b> 沖縄県が建設工事及び設計委託等を発注する際、工事の規模及びそれに必要な技術水準等に見合う能力のある建設業者に工事を発注する必要がある。そのため入札に参加する建設業者の資格や要件を審査し、工事規模等に見合う建設業者の等級格付及び業者登録を行うことにより、公共工事の適正な施工の確保と公正な競争の促進を図る。</p> <p><b>3. 実施年度・始期：昭和47年，終期：</b></p> <p><b>4. 自治上の区分： 自治事務</b></p>	<p><b>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</b></p> <p><b>6. 役割分担</b></p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 地方公共団体が、売買、賃借及び請負(工事)その他の契約を締結する場合には、地方自治法第234条により「一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結する。」こととされている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 地方自治法施行令第167条の5及び167条の11により、地方公共団体の長は「競争入札に必要な資格をあらかじめ契約の種類及び金額に応じ定めなければならない。」とされている。</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>2,000</td> <td>27,300</td> <td>9,200</td> <td>27,000</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>1.25</td> <td>1.25</td> <td>1.25</td> <td>1.75</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：建設業指導監督費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	2,000	27,300	9,200	27,000	人工数	1.25	1.25	1.25	1.75
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	2,000	27,300	9,200	27,000												
人工数	1.25	1.25	1.25	1.75												

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 入札参加資格審査を2年毎の定期受付と追加受付に分けて実施する。</p> <p>(2) その結果、何が(成果指標) 沖縄県の発注する工事等の適正な施工が確保された。</p>	<p><b>8. 過去3年間(H17まで)の実績</b></p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標)</p> <p>H14 定期受付 4,841業者 H15 追加受付 370業者 H16 定期受付 4,619業者 H17 追加受付 251業者</p> <p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 県発注工事等の規模及びそれに必要な技術水準等に見合う能力のある建設業者を確保するとともに、適正な施工の確保と公正な競争の促進が図れた。</p>	<p><b>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</b></p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 入札参加を希望する建設業者に必要な資格要件の審査業務は、適宜審査基準の改訂を行いつつ、今後とも継続して実施する。</p> <p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 沖縄県の発注する建設工事等の適正な施工の確保と発注者の保護並びに公正な競争の促進を図るため、引き続き取り組む必要がある。</p>
--	--	--

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	土木建築部 土木企画課 建設指導契約班				
評価責任者	土木企画課長		担当者 健山 和夫		
課番号	070003	係番号	04	電話番号	866-2384
				作成年月日	

事務事業コード	2006-070003-04-06				
事務事業名	入札参加資格審査及び登録名簿の作成				
歳出事業コード(1)	343001001	事業区分	D2		
歳出事業名(1)	建設業指導監督費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	110106	計画名	社会資本整備計画		
			政策目標	産業振興を支援する社会資本整備		
			施策	建設業の活性化		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	建設業入札参加資格審査業務					
成果指標名又は成果の内容(A')	建設業入札参加資格の審査処理					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	申請件数	370.00	4,619.00	251.00	/	4,400.00
成果指標A'	審査件数	370.00	4,619.00	251.00	/	4,400.00
活動指標B	申請件数	0.00	0.00	0.00	/	0.00
成果指標B'	審査件数	0.00	0.00	0.00	/	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	2,000	27,300	9,200	27,000	/
	人工数D	1.25	1.25	1.25	1.75	/
	人件費E	8,287.50	8,050	8,050	11,235	/
	合計C+E=F	10,287.50	35,350	17,250	38,235	/

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 B</span>
	(判定内容) B. 概ね満足している。
判定根拠	公共工事の発注の前提となる資格審査は、2年ごとに行われる定期審査と毎年不定期に行われる追加審査により実施しているが、評価基準も公表され定着しており、県の審査(格付)業務に関しては概ね満足の評価であると考えられる。
	(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 B</span>
	(判定内容) B. 横ばい
判定根拠	建設業及びコンサルタント等の入札参加申請件数は、毎回、概ね横ばいの傾向を示している。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定根拠	入札参加資格申請については、全国一律の客観的評価事項（経審）と県独自の主観評価により審査されるが、サービス水準は概ね全国水準である。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定根拠	地方自治法施行令第167条の11により、公共工事の入札参加資格を官により実施することが定められている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定根拠	県、市町村の公共工事においては、地方自治法施行令第167条の11により、それぞれの自治体が入札参加資格を定めることになっており、また国においては、会計法施行令によっている。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定根拠	法令に基づき各自体で実施することが定められており、適正・公平な公共工事の発注を確保するため、民間委託には馴染まない事務である。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定根拠	県の公共工事を発注する際の建設業者の資格基準を設定し審査するものであり、対象、目標等に類似するものはない。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	建設業法に規定する建設業の28業種（建設コンサルタント等6業種）を対象としており、業者を県外、県内に区分して資格者名簿を作成しており、対象は適当である。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定根拠	入札参加資格者名簿（活動の結果）の活用により、県の公共工事の入札・契約業務（業者選定、施工技術の確保）に反映され、社会資本の整備の面から県民利益に大きな影響を与えるものである。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 B  
 (判定内容) B. 費用、成果とも上昇傾向

判定根拠 近年の資格審査申請件数は、概ね横ばいで推移しているものの、入札契約制度の改善に伴い業者評価のあり方が議論されるようになってきたことから、評価基準の改正、評価システムの改修などのコスト及び業務量とも負担が増加していく傾向である。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 B  
 (判定内容) B. 費用、結果とも上昇傾向

判定根拠 近年の資格審査申請件数は、概ね横ばいで推移しているものの、費用及び業務量とも負担が増加しており、結果としても上昇傾向であるといえる。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠 県発注工事に係る入札参加資格の審査業務であり、県で負担すべきが妥当である。

10. O A化の可能性 判定 D

(判定内容) D. O A化済（一部O A化含む）である。

判定根拠 資格申請書の受付段階からF D申請を取り入れ、審査処理作業についても電算システムを構築しており、省力化を図っている。今後は、一層の事務合理化に向け、電子申請の導入を検討していく必要があると考えている。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
3. 役割分担	(1) 官民	A	
	(2) 県市町村	A	
4. 民間委託の可能性	A		
5. 事務事業の選択	A		
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	B	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	B
		(2) 対結果	B
9. 県の負担割合	A		
10. O A化の可能性	D		

合計	A	B	C	D	E
	6	6		1	

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B   具体的方向性   1

(評価区分) : B. 現状維持  
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠 建設業就業者の全産業に占める割合は、近年全国平均が9.9%で推移しているのに対し、本県は13.3%と比率が高く、また総じて公共依存度も高い状況がある。近年、建設業者数が若干ながら減少している中において、公共工事の受注を希望する業者数は横ばいの傾向を示している。このことから、当面投入コストを現状並みとしながら、業務の効率化を図りつつ、評価基準の改正作業等の業務量の負担増に対応していく必要があると考える。

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-070003-04-10

事業名	建設業者の指導育成	事業番号	10	課係名	土木企画課 建設指導契約班	係番号	04
-----	-----------	------	----	-----	---------------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b></p> <p>(1) 対象 建設業者及び建設業者団体等</p> <p>(2) 現状 許可行政庁として、建設業者等に対する適切な指導監督と同時に、適宜建設業団体との連携・協力を進め建設業の健全化に努めている。</p> <p>(3) 方法 建設業法等の関係法令に基づき、建設業者及び建設業者団体へ適切な指導・助言を行うとともに、違反業者に対しては営業停止等の監督処分を行っている。</p> <p>(4) 目標 建設業者等に対する適切な指導監督及び建設業団体との連携・協力を進めることにより、発注者の保護並びに建設業の健全な発達を図る。</p>	<p><b>5. 事業の種類</b> (1) 行政 (2) 単独</p> <p><b>6. 役割分担</b></p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 建設業法第28条及び第41条により、建設業者の監督処分及び指導等は許可行政庁である国又は県が行うことが定められている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 建設業法第28条及び第41条により、県内建設業者の監督処分及び指導等については、許可行政庁である県が行うことが定められている。</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移</b> (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> <td>1.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：建設業指導監督費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	200	200	100	200	人工数	1.00	1.00	1.00	1.50
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	200	200	100	200												
人工数	1.00	1.00	1.00	1.50												
<p><b>2. 事業の必要性</b> 都道府県知事が許可行政庁であることから、建設業法に基づく建設業者及び建設業者団体に対する適切な指導、監督を行う必要がある。また、昨今の建設産業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、建設業の活性化支援の取り組みを行う。</p>																
<p><b>3. 実施年度・始期：昭和47年，終期：</b></p> <p><b>4. 自治上の区分：</b> 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 建設業者等に対する指導監督及び育成</p>	<p><b>8. 過去3年間(H17まで)の実績</b></p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) (平成16年度実績) 監督処分(許可取り消し・営業停止) 2件、文書勧告 4件、営業所立入調査 10件、建設業団体との意見交換会 6回、総会等の会議への出席 5回</p> <p>平成17年度実績) 監督処分(指示処分) 2件、建設業団体との意見交換会 7回、総会等の会</p>	<p><b>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</b></p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 建設業者に対する指導監督業務を今後とも継続して実施するとともに、新たに建設業の活性化支援にも関係各課と連携しながら取り組んでいくこととする。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 発注者の保護並びに建設業の健全な発達が促進された。</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 許可行政庁として厳正な監督処分及び適切な指導・助言等を行った結果、建設業の健全な発達が促進された。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 建設工事の適正な施工の確保と発注者の保護並びに建設業の健全な発達を図るため、引き続き取り組む必要がある。</p>

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	土木建築部 土木企画課 建設指導契約班				
評価責任者	土木企画課長		担当者川原 伸壮		
課番号	070003	係番号	04	電話番号	866-2384
				作成年月日	

事務事業コード	2006-070003-04-10				
事務事業名	建設業者の指導育成				
歳出事業コード(1)	343001001	事業区分	D2		
歳出事業名(1)	建設業指導監督費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	110106	計画名	社会資本整備計画			
			政策目標	産業振興を支援する社会資本整備			
			施策	建設業の活性化			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	建設業者等に対する監督処分					
成果指標名又は成果の内容(A')	営業停止等の処分決定					
活動指標名又は活動の内容(B)	庁内会議の開催					
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	対象者数	16.00	16.00	9.00	6.00	6.00
成果指標A'	処分件数	16.00	16.00	9.00	6.00	6.00
活動指標B	開催回数	0.00	5.00	5.00	5.00	5.00
成果指標B'		0.00	5.00	5.00	5.00	5.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	200	200	100	200	200
	人工数D	1.00	1.00	1.00	1.50	1.50
	人件費E	6,630	6,440	6,440	9,630	9,630
	合計C+E=F	6,830	6,640	6,540	9,830	9,830

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 C</span>	
(判定内容) C: 不満を持っている人が多い。	
判定根拠	建設業の許可行政庁として建設業者等への適切な指導監督を行うとともに、違反業者に対しては営業停止等の監督処分を行っている。一方で建設業の健全な発達を促進するための方策(例えば、不良不適格業者の排除、入札・契約の適性化、営業所立入調査、建設産業全般の再生支援等)に関して体制が不十分との指摘がある。
(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 A</span>	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	本県建設産業を取り巻く環境としては、民間・公共投資が縮減の傾向の中、建設業は供給過剰構造にあり、また公共依存度の高い状況下において、地域の雇用・経済への影響から行政に対して再生支援策(経営革新、企業の再編、新分野展開等)に対する要望が強まってくることが予想される。そのため、今後は、県の政策課題としてこの対応にも取り組んでいく必要があると考える。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	建設業者等への指導監督及び違反業者に対する営業停止等の監督処分については、建設業法に基づく全国統一の措置基準等によって行っている。なお、建設業の活性化支援については、端緒についたばかりであり、今後の検討次第といった状況である。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	建設業法で許可行政庁である国及び県が行うことが定められている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	建設業法で、許可行政庁である県が行うことが定められている。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	建設業法で、その許可権限に基づき県が直接実施することが定められており、民間に委託することはできない事務である。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	建設業法で、その許可権限に基づき県が直接建設業者に対して、指導監督及び監督処分を為すことが定められているものであり、他に類似する事務事業はない。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	建設業者に対する許可行政庁としての指導監督権限に基づく事務であり、対象は適当で最も効果的である。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定 根拠	建設業者の営業活動に直接・間接に関係する行政処分（営業停止、許可取消）や行政指導を行うのであるからその影響は大きいものがある。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 B  
 (判定内容) B: 費用、成果とも上昇傾向

判定根拠  
 人的体制や予算の制約がある中、現在は可能な範囲内で指導監督業務を行わなければならない状況である。ただ、潜在的なニーズ（指導等を要する業者）は多いものと思料される。また、建設業の構造改善等の活性化策については、今後費用、成果とも上昇させていく必要があると考える。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 B  
 (判定内容) B: 費用、結果とも上昇傾向

判定根拠  
 現在のところ可能な範囲内で指導監督業務を行っている状況であるが、不良不適格業者の排除対策の強化とともに、建設業の構造改善等の活性化策については、今後費用、結果とも取り組みを充実させていく必要があると考える。

9. 県の負担割合 判定 B

(判定内容) B: 過小である（県負担を増又は市町村・受益者負担を減す）。

判定根拠  
 建設業の許可行政庁として県の事務負担は当然であり、今後は県負担を増加させていく必要がある。

10. O A 化の可能性 判定 A

(判定内容) A: 事務事業の性質上、O A 化が困難である。

判定根拠  
 指導監督及び建設業の健全化を図る業務は、その性質上 O A 化が困難なものである。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
有効性	4. 民間委託の可能性		A
		5. 事務事業の選択	
有効性	6. 対象の妥当性		
		7. 貢献度	
効率性	8. 対費用効果		(1) 対成果
		(2) 対結果	B
効率性	9. 県の負担割合		B
		10. O A 化の可能性	A

合計	A	B	C	D	E
	7	5	1		

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	A	具体的方向性
		1

(評価区分): A: 拡充  
 (具体的方向性): 1: 投入資源を集中的に投資し、成果を大きく向上させる。

判定根拠  
 許可行政庁としての業者に対する指導監督の徹底及び不良不適格業者の排除措置並びに建設産業の健全な発展を促進する方策（構造改善、再生支援策など）に対しては、昨今の厳しい建設投資の削減を背景に、より一層積極的に取り組むことが求められている状況である。（既に業界団体からは強い要望が提起されている。）そのため、今後は県として政策的な観点から費用、人的体制を充実させて成果を大きく向上させていく必要があると考える。